

白川町特定居住促進計画

計画期間 2026 年度 ～ 2030 年度

白川町振興課

1. 特定居住促進区域

自治体名	岐阜県 白川町	計画期間	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月
------	---------	------	------------------------

特定居住促進区域

佐見(さみ)地区

区域の概要

(白川町)

人 口	8 1 6 人	(6 , 8 2 3 人)
世帯数	3 2 9 世帯	(2 , 9 4 8 世帯)
面 積	5 6 . 8 km ²	(2 3 7 . 9 km ²)

特定居住拠点施設

NO	施 設 名	区 分
①	佐見ふれあいセンター	交流施設
②	さみ鍬山座(地歌舞伎)	交流施設
③	美濃白川ふるさと体験村	宿泊施設
④	農園付きコテージ	宿泊施設
⑤	佐見むつみ会館	交流施設

※ 居住区域、施設位置は別途詳細図

岐阜県

白川町

佐見地区（居住区域）

①佐見ふれあいセンター
※交流施設

②さみ鍬山座（地歌舞伎）
※交流施設

③美濃白川ふるさと体験村
※宿泊施設

④農園付きコテージ
※宿泊施設

⑤佐見むつみ会館
※交流施設

※土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は含まない

※佐見地区地図は別添拡大図を参照

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 背景

白川町佐見地区(人口 816 人、高齢化率 54.1%)は、豊かな自然と美しい農村風景を有する一方、若年層の流出による生活基盤の担い手不足や、小学校全学年の複式学級化など、深刻な少子高齢化の課題に直面しています。

これに対し、地域ではデマンドバスの運行による移動支援や移住者の積極的な受け入れなど、住民による共助の取り組みを展開してきました。今後は、令和 7 年度に導入したデジタル地域通貨「しらか」を軸とした地域経済循環の活性化、および二地域居住者等の新たな受入体制の整備が不可欠となっています。

本計画は、佐見地区を「特定居住促進区域」に設定し、「しらか」を活用した各種施策の展開により、二地域居住者等との協働を通じた持続可能でスマートな山村集落の形成を目指し、「白川町特定居住促進計画」として策定するものです。

(2) 基本的な方針

佐見地区の豊かな自然環境と伝統文化(白川茶・地歌舞伎等)を背景に、地域の日常に深く関わり、自身のスキルや労働力をシェアしてくれる方の二地域居住(特定居住)を推進します。農林業の労働力をシェアする「マルチワーカー」、伝統文化や共助活動を支える「アクティブサポーター」、地域資源を活かして課題解決に挑む「起業・副業志望者」を「ふるさと住民」として受け入れ、持続可能な地域社会の構築を目指します。

(3) 目標

① 特定居住者(二地域居住者)数 : 年間 15 組以上の新規創出

2026(令和 8)年度	20 名(+20 名)
2027(令和 9)年度	35 名(+15 名)
2028(令和 10)年度	50 名(+15 名)
2029(令和 11)年度	65 名(+15 名)
2030(令和 12)年度	80 名(+15 名)

② 特定居住者の佐見地区への来訪(滞在)日数 : ひとり当たり平均 14 日/年以上

2026(令和 8)年度 2 日/年 ⇒ 2030(令和 12)年度 14 日/年

※二地域居住者の定義・・・下記の要件を全て満たす者とする

1. 白川町以外に拠点を持つ者
2. デジタル地域通貨「しらか」に登録した者
3. 年に複数回、白川町の特定居住拠点施設を利用もしくは地域活動に参加している者

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

N0	区 分	名 称	所在地	都市計画 等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	佐見ふれあいセンター (地区公民館)	上佐見 1957-1	都市計画 区域外	整備済	白川町	H8. 2 築
2	交流施設	さみ鍬山座 (地歌舞伎) (旧小学校舎体育館)	上佐見 487	都市計画 区域外	改 修	白川町	S51. 3 築
3	宿泊施設	美濃白川ふるさと体験村 (コテージ・キャンプ場)	下佐見 3672-9	都市計画 区域外	整備済	白川町	H2. 7 築
4	宿泊施設	農園付きコテージ (中長期滞在施設)	下佐見 198	都市計画 区域外	整備済	白川町	H20. 3 築
5	交流施設	佐見むつみ会館 (地区公民館)	下佐見 2510-2	都市計画 区域外	整備済	白川町	H15. 3 築

(2) 用途特例適用要件に関する事項(特定行政庁の同意 : 年 月 日)

・用途(施設の種類)

適用なし

・エリア

適用なし

・市街地環境の悪化を防止するための措置

適用なし

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

用途特例適用要件に関する事項(特定行政庁の同意 : 年 月 日)

・用途(施設の種類)

適用なし

・エリア

適用なし

・市街地環境の悪化を防止するための措置

適用なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

二地域居住先導的プロジェクト実装事業

デジタル地域通貨「しらか」を活用した各種施策の展開により、二地域居住者等との協働を通じた持続可能でスマートな山村集落の形成を目指すため、アンケート調査、分析、実証実験を行う。

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

適用なし

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取 : 令和 8年 6月 1日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

事業説明会の開催 : 令和 8年 4月 28日 佐見ふれあいセンター